

第7期障害福祉計画の成果目標（案）

項番	成果目標	第6期障害福祉計画(令和3年～令和5年度)				第7期障害福祉計画(令和6年～令和8年度)			
		国の方針	【国の方針に基づく三田市の設定方法】	目標値	実績 (令和4年度)	国の方針	【国の方針に基づく三田市の設定方法】	目標値	
1	地域移行者数	令和5年度末までに令和元年度末の施設入所者の6%以上が地域移行をする	令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域移行 87人×6%=5.22人≤6人	6人	3人 (※累計)	令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域移行をする	令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域移行 84人×6%=5.04人≤6人	6人	
2	施設入所者数	令和5年度末までに令和元年度末の施設入所者の1.6%以上削減をする	令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減 87人×98.4%=85.6≥85人	85人	84人	令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者の5%以上削減をする	令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減 84人×95%=79.8≥79人	79人	
3	精神障害者を地域で支える体制構築のため関係機関による協議の場の設置	令和5年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。	全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	設置	未設置	令和8年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。	全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	設置	
4	地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする	各市町村又は各圏域に整備	面的体制整備	整備済 (2機能)	令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする	三田市又は各圏域に整備	面的体制整備	
5	地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新規】	-	-	-	-	令和8年度末にコーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める	三田市又は各圏域に構築	構築	
6	地域生活支援拠点の機能充実のため運用状況の検証・検討	地域生活支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討	年1回以上の実施	実施	年1回実施	地域生活支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討	年1回以上の実施	年1回以上実施	
7	強度行動障害を有する者への支援体制の整備【新規】	-	-	-	-	令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関し、各市町村(または各圏域)において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	三田市又は各圏域に整備	整備	
8	一般就労への移行者数	福祉施設からの一般就労者数を令和5年度末に令和元年度実績の1.27倍以上とする	福祉施設からの一般就労者数を令和元年度実績の1.27倍以上 15人×1.27倍=19.05≤20人	20人	11人	福祉施設からの一般就労者数を令和8年度末に令和3年度実績の1.28倍以上とする	福祉施設からの一般就労者数が令和3年度実績の1.28倍以上 9人×1.28倍=11.52≤12人	12人	
9	就労移行支援事業所から一般就労への移行者数	就労移行支援事業所から一般就労への移行者数が令和5年末に令和元年度実績の1.3倍以上とする	令和元年度の就労移行支援事業所から一般就労の移行者数 10人×1.3倍=13人	13人	9人	就労移行支援事業所から一般就労への移行者数が令和8年末に令和3年度実績の1.31倍以上とする	令和3年度の就労移行支援事業所から一般就労の移行者数 7人×1.31倍=9.17≤10人	10人	
10	就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数が令和5年末に令和元年度実績の1.26倍以上とする	令和元年度の就労継続支援A型事業から一般就労の移行者数 1人×1.26倍=1.26≤2	2人	0人	就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数が令和8年末に令和3年度実績の1.29倍以上とする	令和3年度の就労継続支援A型事業から一般就労の移行者数 1人×1.29倍=1.29≤1	1人	
11	就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数が令和5年末に令和元年度実績の1.23倍以上とする	令和元年度の就労継続支援B型事業から一般就労の移行者数 4人×1.23倍=4.92≤5	5人	2人	就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数が令和8年末に令和3年度実績の1.28倍以上とする	令和3年度の就労継続支援B型事業から一般就労の移行者数 1人×1.28倍=1.28≤1	1人	
12	一般就労へ移行した人の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合【新規】	-	-	-	-	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を令和8年度末に5割以上とする	一般就労へ移行した人の割合が5割以上の就労移行支援事業所(令和4年度2施設)の割合を5割以上とする。	50%以上	
13	就労定着支援事業利用者数	令和5年度における就労支援事業者等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する	就労支援事業者等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数 20人×70%=14人	14人	5人	就労定着支援事業利用者数を令和8年度末に令和3年度実績の1.41倍以上とする	就労定着支援事業利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上 8人×1.41倍=11.28≤12人	12人	
14	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする	就労支援事業所(令和2年度2施設)のうち、就労定着率が8割以上の事業者数	70%	100%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする	就労定着支援事業所(令和4年度1施設)のうち、就労定着率が7割以上の事業者数の割合を2割5分以上とする	25%以上	
15	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援体制の強化を実施する体制を確保する	三田市障害総合相談窓口「きいてネット」や児童発達支援センターを中心に、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行う	実施	実施済	各市町村において、基幹相談支援センターを設置する	三田市において、基幹相談支援センターを設置する	1ヶ所設置	
16	相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援体制の強化を実施する体制を確保する	障害者基幹相談支援センターでの年間実施件数	12件	16件	国の成果目標から除外	自立支援協議会で件数を把握		
17	相談支援事業者の人材育成の支援	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援体制の強化を実施する体制を確保する	障害者基幹相談支援センターでの年間実施件数	4件	5件	国の成果目標から除外	自立支援協議会で件数を把握		
18	相談機関との連携強化の取り組みの実施	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援体制の強化を実施する体制を確保する	障害者基幹相談支援センターでの年間実施件数	40回	57回	国の成果目標から除外	自立支援協議会で件数を把握		
19	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施【新規】	-	-	-	-	令和8年度末に協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施する	三田市で実施	実施	

※ 累計は令和3年度と令和4年度の実績を合計

第3期障害児福祉計画の成果目標（案）

項番	成果目標	第2期障害児福祉計画(令和3年～令和5年度)				第3期障害児福祉計画(令和6年～令和8年度)			
		国の基本方針	【国の方針に基づく三田市の設定方法】	目標値	実績 (令和4年度)	国の方針	【国の方針に基づく三田市の設定方法】	目標値	
20	児童発達支援センターの設置	各市町村(または各圏域)において児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置する	三田市で設置	設置	設置済	各市町村(または各圏域)において児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置する	児童発達支援センターを市内に2か所以上設置する	2か所以上設置	
21	保育所等訪問支援事業の実施	令和5年度末までに全ての市町村において保育所等訪問を利用できる体制を構築する	三田市で実施	実施	実施済	各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	実施をおこなう	実施	
22	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	各市町村(または各圏域)において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上設置する	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置する	設置	設置済	各市町村(または各圏域)において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上設置する	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置する	1か所以上設置	
23	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	各市町村(または各圏域)において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上設置する	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置する	設置	設置済	各市町村(または各圏域)において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上設置する	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置する	1か所以上設置	
24	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和5年度末までに各圏域及び各市町村において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設置する	国の方向性に従い、関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に取り組む	設置	設置済	令和8年度末までに各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設置する	自立支援協議会で協議の場を設置	設置	
25	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する	国の方向性に従い、コーディネーターを配置する	配置	配置済	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置	